

7ページの記事に誤りがありましたので、訂正いたします。

## 有害鳥獣被害を防止するために

宇都宮市では、イノシシ・ハクビシンなどによる被害を防止するため、宇都宮市鳥獣被害防止対策協議会を設置し、「わなの貸出」や、「捕獲や被害防除に要する費用の一部補助」を行っております。補助には要件がありますので、事前にお問い合わせください。

### 事業の内容

#### (1) ハクビシン・タヌキ・アライグマ用わなの貸出

無料、1人（1団体）で1基まで

- ・市内に住所（本店、営業所）または耕作地（家庭菜園は含まない）を有する個人（団体）
- ・有害鳥獣捕獲許可を受けている（者がいる）こと

※令和2年度より、捕獲した個体（本人所有のわなによる捕獲でも可）の処分支援事業（無料）を開始。わな設置、捕獲した個体の処分への補助事業については、令和元年度をもって終了。

#### (2) わな購入への補助

- ・市内に住所（本店、営業所）または耕作地（家庭菜園は含まない）を有する個人（団体）
- ・有害鳥獣捕獲許可を受けている（者がいる）こと
- ・過去2年間に同一の補助を受けていないこと
- ・わな購入費用の1/2（補助上限額50,000円）

#### (3) わな猟免許取得への補助

- ・市内に住所を有する個人
- ・わな猟免許証が交付され、栃木県狩猟者登録台帳に登録されていること
- ・わな猟免許を取得した年度内に申請すること
- ・免許取得費用の1/2（補助の上限額10,000円）

#### (4) イノシシなどの防護柵設置への補助

- ・市内に耕作地（家庭菜園は含まない）を有する個人（農業者のみ）または団体（団体は構成員3名以上）
- ・耕作地の周囲に100m以上設置すること
- ・設備・機器の購入費用の1/2（補助上限額45,000円）  
ただし、団体の場合は費用の1/2か45,000円に実施者数を乗じた額のうち低い金額

【問い合わせ先】 農林生産流通課 森林整備・鳥獣対策グループ ☎ (632) 2477